

「外部から容易に見通すことができるもの」
認定方法変更

施設外部の通路等から、リアルタイムの映像を
モニターで確認できる場合も含む

景品の上限価格が市価1,000円に

「見通しを妨げる設備」に係る
運用方針が明確化

2022年
3月1日より、
風適法関係の
規制が緩和
されました！



一般社団法人日本アミューズメント産業協会(JAIA)では、風適法関係の規制の見直しについて長年にわたり当局に陳情を重ねてまいりましたが、このほど下記の項目に関し、当局のご理解をいただき警察庁からの通達文書が3月1日付で発出されました。

1. 解釈運用基準関係

①施行令第1条の「外部から容易に見通すことができるもの」認定方法の変更

②クレーン式遊戯機で「遊技の結果に応じて賞品を提供」に当たらないとする価格の上限の変更

2. 施行規則第7条(構造及び設備の技術上の基準)の「見通しを妨げる設備」に係る運用方針の明確化

今回の通達では、具体例等の明記によりこれまで現場で生じることもあった混乱等がクリアとなる他、景品の上限価格が上がることでお客様により一層喜ばれる運営が可能となります。より健全で楽しい施設づくりへのさらなる推進を図るとともに、当局のご理解に深く感謝申し上げます。

また、現場の実情等の資料提供など、規制の見直しに向け多大なご尽力をいただいたJAIA会員の皆さまに改めて御礼申し上げます。なお、会員各社におかれましては、関係部署へ周知するとともに、本件に関する事項に関しては、必ず事前に所轄警察にご相談するようお願い致します。

上記に関する質問等に関しましては、協会本部 法規部(03-6272-9030)までご連絡ください

【2～3ページに関係資料】

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する解釈運用基準について(通達)

(令和4年3月1日付 警察庁生活安全局長)

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条に定めるゲームセンター等営業の営業所の構造及び設備の技術上の基準に係る運用方針の明確化について(通達)

(令和4年3月1日付 警察庁生活安全局保安課長)

◎風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項5号に掲げる営業の規制に関する要望について(令和4年2月7日付 一般社団法人日本アミューズメント産業協会 会長 里見治)

AOU、JAMMAが残した軌跡をこれからはJAIAが、新たな未来に向かい繋いでまいります。

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
各 附 属 機 関 の 長

警察庁内保発第 37 号、内小発第7号
令 和 4 年 3 月 1 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について(通達)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風俗適正化法」という。)等の解釈及び運用の基準については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について」(令和2年12月28日付け警察庁内保発第21号、内小第22号。以下「旧通達」という。)により示されているところ、このたび、風俗適正化法第2条1項5号の営業に関し、政令

よりその対象から除外される施設やクレーン式遊技機等に係る物品の取扱いについて見直しを行い、同基準を新たに別添のとおり改正したので、部内はもとより営業者等にも周知の上、遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

令和 4 年 3 月 1 日
警察庁生活安全局

別 添

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号。以下「令」という。)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令(昭和60年総理府令第1号。以下「府令」という。)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。)、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。)等について必要な解釈及び運用の基準は、次のとおりとする。

第1 法の目的について(法第1条関係)

《略》

第3 ゲームセンター等の定義について(法第2条第1項第5号関係)

《略》

3 店舗その他これに類する区画された施設

(1) 店舗 《略》

(2) 店舗に類する区画された施設

店舗に類する区画された施設において客に遊技をさせる営業は、政令で定める施設において営まれる営業を除き、本号の対象となる。

「店舗に類する区画された施設」とは、いわゆるゲームコーナーのように「店舗」に当たらない区画された施設で、営業行為の行われるものをいい、例えば、旅館、ホテル、ショッピングセンター等の大規模な施設の内部にある区画された施設をいう。

店舗に類する区画された施設については、令第1条で定めるものは、対象から除外される。

令第1条中、「当該施設の内部を…当該施設の外部から容易に見通すことができるもの」とは、例えば、通常の区画されたゲームコーナーにあっては、通路等に接した面について、

- ① テーブルの高さ程度以上の部分が開放されているもの
- ② ガラス張り等で閉鎖されている場合には、当該ガラス等が無色透明でおい等がなされていないもの

等であって、内部の照明又は構造、設備若しくは物品等が見通しを妨げず、外部から内部のほぼ全体を見通すことができるもの(区画の一部について外部から直接目視によっては見通すことができない場合であっても、例えば、当該部分についてビデオカメラ等で撮影し、その映像を当該区画の接する通路等に設置したモニターにリアルタイムに映し出すことなどにより、外部の一般の者が当該モニター上の映像を通じて当該部分の状況を容易に確認することができるような措置が採られているものを含む。)がこれに該当する。

※1

《略》

第17 風俗営業の規則について(法第9条、第13条、第14条、第15条、第16条、第18条の2、第19条、第20条、第22条、第23条及び第24条関係)

《略》

10 遊技場営業者の禁止行為

《略》

- (3) 遊技の結果が物品により表示される遊技の用に供するクレーン式遊技機等の遊技設備により客に遊技をさせる営業を営む者は、その営業に関し、クレーンで釣り上げるなどした物品で小売価格がおおむね1,000円以下のものを提供する場合については法第23条第2項に規定する「遊技の結果に応じて賞品を提供」することには当たらないものとして取り扱うこととする。

※2

編集部・注) ※1——()内、青字部分が追加されました。

※2——800円(旧通達)から金額が引き上げられました。

令和4年2月7日

警察庁生活安全局保安課 小堀龍一郎課長様

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に掲げる営業の規制に関する要望について

一般社団法人日本アミューズメント産業協会 会長 里見治

第1 要望の趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第5号に掲げる営業(5号営業)に関しては、ゲーム機賭博事犯や少年非行の温床となるおそれがあるとして昭和59年に風適法の規制の対象とされましたが、それ以来、5号営業の営業者は、当局を始め、関係機関のご指導をいただきながら、業界あげて風適法の趣旨にかなうべく業務の適正化に努めてまいりました。その結果、弊協会が関係行政機関、教育関係者、PTA等に参加いただいて各都道府県で開催している地域懇談会においても、出席の方々から「健全な娯楽である」とのご発言をいただくなど高く評価されているところであります。

また、現在、5号営業の形態は、いわゆる「路面店」と呼ばれる施設は減少し、大規模小売店舗内において営まれる「ゲームコーナー」が過半数を占めていますが、「路面店」はもとより、家族連れが大半の「ゲームコーナー」においては、まさに衆人環視の施設といった趣であり、ゲーム機賭博事犯や少年非行の温床となるおそれは殆どみられなくなっていると認識しております。

さらに、これらを背景に、平成28年には風適法、都道府県条例の改正により16歳未満のお子さんも保護者同伴であれば午後6時以降も入店することをお許しいただき、施設利用者の親御さんの方々からも、ゲームセンター・ゲームコーナーは、「家族の団欒の延長上にある」とか「家族のスキンシップを図るのに最適な場所である」といったお言葉をいただいております。

このような状況から、5号営業については、風適法の規制の目的であるゲーム機賭博事犯や少年非行の温床となるおそれの排除は、ほぼ達成できたと考えられ、5号営業に関する規制が見直されてもよいのではないかと思います。

つきましては、以下のとおり、風適法等の運用の見直しをお願いする次第です。

第2 風適法の解釈運用基準等の見直しについて

(1) 許可対象施設からの除外について

風適法により許可の対象となる施設として、遊戯設備を設けた、

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第38号
令和4年3月1日
警察庁生活安全局保安課長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第7条に定めるゲームセンター等営業の営業所の構造及び設備の技術上の基準に係る運用方針の明確化について(通達)

ゲームセンター等営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。))第2条第1項第5号に規定する営業をいう。以下同じ。)の営業所においては、近年、様々な遊技設備に係る周辺機器が設置されたり、新型コロナウイルス感染症対策のための物品が設置されたりするなど、客室内の設備が多様化している状況が見られる。

各都道府県警察にあっては、日々そうした設備の適否について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。))第7条等に照らして判断を行っているところであるが、特に客室内の内部に設けることが禁止されている「見通しを妨げる設備」(規則第7条の表の法第2条第1項第5号に掲げる営業の項の下欄第1号に規定される設備をいう。以下同じ。))について、ゲームセンター等営業者に対する指導及び取締りをより適正に行うため、各都道府県警察の判断に斉一性を確保する必要があるところである。

そこで、「見通しを妨げる設備」について、下記のとおり運用方を明確化したので、各都道府県警察にあってはその運用に漏漏のないようにされたい。

記

1 「見通しを妨げる設備」の考え方について

ゲームセンター等営業に係る営業所の構造及び設備に関する技術上の基準においては、規則第7条の表の法第2条第1項第5号に掲げる営業の項の下欄第1号に「客室内の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと」と規定され、その趣旨は、風俗営業の営業所内において、善良の風俗を害するような行為が行われること等を未然に防止しようとするにある。「見通しを妨げる設備」については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について」(令和2年12月28日付け警察庁内保発第21号、内小発第22号)第12の8(1)において、「仕切り、ついたて、カーテン、背の高い椅子(高さがおおむね1メートル以上のもの)等」とされているが、このほか、客室内に置かれる個別具体的設備が「見通しを妨げる設備」に該当するかについては、当該規制の趣旨を踏まえ、その設備が実質的にその周囲の見通しを妨げるものであるかにより判断することが妥当である。

そこで、ゲームセンター等営業の営業所における次のような設備については、殊更に客室内の見通しを妨げるおそれが高い位置にない限り、原則として、「見通しを妨げる設備」に該当しない取扱いとする。

(1) 高さが1メートル以上の設備であっても、次の例のように、当該設備を設置した状況において、客室内の見通しを妨げるものではないもの(客室の特定の位置から見た際に、客室内の見通しを一部妨げる場合であっても、当該位置において顔や体を若干ずらすことにより、見通しが妨げられていた箇所を見通すことができる程度のものを含む。)

ア 常時1.7メートル以上の高さに位置する設備

例：天井からつり下げられている看板等であって、下端が高さ1.7メートル以上の位置にあるもの

例：遊技設備の上部に設置される旗、看板、収納箱等であって、下端が高さ1.7メートル以上の位置にあるもの

イ 壁及び柱に付設される設備(壁や柱と設備との間に人が入ることのできる隙間がないもの)

例：壁際に設置されるイーゼルや自動販売機(カプセルトイ機を含む。)、物品を展示する棚等

ウ 遊技設備(規則第3条で定める遊技設備をいう。以下同じ。)に接着して設置される設備(厚みが客室内の見通しを妨げない程度に薄く、両端が遊技設備の幅員に収まり、上端が遊技設備の上端を超えないものを、遊技設備に密着させようとする面にほぼ並行に設置する場合に限る。ただし、遊技設備の上端の高さが1.7メートル以上の場合は、遊技設備の上端を超えることができる。)

例：遊技設備に密着して置かれる看板やイーゼル、ホワイトボード等

エ 無色透明の仕切り板等(客室を完全に仕切るもの及びポスターを貼付するなどして客室内の見通しを妨げているものを除く。)

例：無色透明のパテーション

(2) ゲームセンター等営業の用に供するための遊技設備及びその周辺機器(遊技設備に付設するものに限る。)

例：メダルゲーム用のメダル交換機、両替機、ゲーム用カードの発券機等
また、幼児向けの遊具(遊技の結果に応じて賞品を提供しないことはもとより、射幸心をそそるおそれがある遊技に用いられないことや、これを設置することによって風俗上の問題が生じないことが明白であるものに限る。))についても、上記に準じて取り扱うこととする(ただし、殊更に客室内の見通しを妨げるような大きさのものはこの限りでない。)

例：単に一定の時間動作するに過ぎない定置型の乗物、主に幼児向けのエアークラッシュ等

(3) 感染症防止対策のための消毒液、検温装置等

本件担当：風俗第二係(800-3175、3176)

店舗及び店舗に類する区画された施設が規定され、後者については、風適法施行令第1条により、大規模小売店舗等には、「施設の内部を外部から容易に見通すことができる」ならば、許可対象施設から除外されています。

この条項に関し、風適法の解釈運用基準第30の3(2)「店舗に類する区画された施設」では、法第2条で許可対象施設から除外されるものとして令第1条に規定されている「当該施設の内部を…当該施設の外部から容易に見通すことができるもの」とは、外部から内部のほぼ全体を見通すことができるものがこれに該当するとされていますが、これに加え、

区画の一部が外部から見えない場合であっても、防犯カメラ等の映像でその部分を施設の外部の通路からモニターで見ることができるとしていただく、お願いいたします。

(要望の理由)

ショッピングセンターなどの大規模小売店舗等で営まれるゲームコーナーでは、多くの人が通れる広い通路を設けたり、防犯カメラを設置してバックヤード等で監視したりするなどして盗難や不適切行為の防止を図っていますが、このモニターを外部の通路等を通行する一般の客に見える場所に設置すればその防止効果はさらに高まると思われます。よって、外部から肉眼では直接は見えない場所でもビデオカメラ等を設置しその映像をモニターで外部の通路等から見えるようにしている場合には、「外部から容易に見通すことができる」と評価してよいのではないかと考えられます。

(2) クレーン式遊技機等により提供される物品の価格の改定

解釈運用基準第17の10(3)において、「クレーンで釣り上げるなどした物品で小売価格がおおむね800円以下のものを提供する場合については…遊技の結果に応じて賞品を提供することには当たらないものとして取り扱うこ

ととする」とありますが、この

小売価格がおおむね800円以下のもの について

小売価格が1,000円以下のもの

としていただきたく、お願いいたします。

(要望の理由)

クレーン式遊技機等で提供される物品の価格は、平成9年以降24年間800円から改定されておりましたが、この間、海外においてぬいぐるみ等を安価に製造することが難しくなっております。

クレーン式遊技機等は年々人気が高まっており、最近では遊技設備の半数を超える状況にあります。お客様の楽しみにしている提供物品の品質を維持していくことは、まさに、私ども業界にとって国民の期待に応える所以であります。

第3 「見通しを妨げる設備」について

風適法第4条、同第7条及び施行規則第7条の構造及び設備の技術上の基準については、解釈運用基準第12の8(1)があるのみなので、より詳細、明確な運用方針をお示しいただきますよう、お願いいたします。

(要望の理由)

施行規則第7条の「客室内の内部に見通しを妨げる設備を設けないこと。」の適用をめくり都道府県警察と私ども業界との間に齟齬をきたすことがあります。

このため、ばちんこ営業に対して詳細に運用方針を示されているのと同様の形で、5号営業の特殊性を踏まえながら、「見通しを妨げる設備」について、明確な運用方針をお示しいただければ、業界や各営業所において円滑に業務を行うことができます。 以上

第18回理事会

(対面 + リモート)

正副会長をはじめとする
役員候補…
JAEPO出展料値上げ…
定時総会、6月7日開催…
等を決議



日時／2022年3月29日(火) 14時～15時30分
場所／JAIA会議室及び各理事拠点
出席／理事総数22名中20名(うちリモート出席5名)
監事2名中2名(うちリモート1名)



JAIAでは3月29日、経済産業省製造産業局産業機械課の安田篤課長のご臨席をいただき、対面 + リモート形式による第18回理事会を開催した。

事務局から出席者数が報告され定款に定める定足数を満たしていることを確認後、会長挨拶。里見会長は、傘寿を迎えることもあり6月の定時総会で任期満了をもってJAIA会長職を退任することを表明し、これまでの規制緩和に向けた取組等に各位への謝意を示すとともに後任に託すとの思いを語った。続いて、経済産業省・安田課長のご来賓挨拶では、「最近の政策動向について(令和4年3月、経済産業省産業機械課)」の資料が配布され、アミューズメント業界に関連のある最近の動きについて説明がなされた(①令和3年度補正予算中小企業向け支援策、②経済産業税制改正のポイント、③サイバーセキュリティ対策の強化、④省エネ法等の改正について、⑤取引適正化に向けた5つの取組、⑥パートナーシップ構築宣言について)。

理事会の議案および報告事項は以下の通り。

なお、会議終了後、退任される石井光一副会長((株)タイトー相談役)、萩原仁常任理事((株)バンダイナムコアミューズメント取締役会長)に、里見会長から花束が贈呈された。〈次ページ写真〉

議案審議

第1号議案 2022年度事業計画(案)に関する件

事務局から2022年度の事業計画案について説明があり、承認可決された。

第2号議案 2022年度収支予算(案)に関する件

事務局から2022年度の収支予算案について説明があり、承認可決された。

第3号議案 キャッシュレス推進事業に関する件

小竹常務理事から「2021年度キャッシュレス決済推進特別委員会活動報告(1～3月)」に基づき、2021年度下期活動報告、2022年度活動計画、2022年度予算計画について説明。また、今後の投資回収計画に関し現実的な数字で下方修正を行ったことが報告された。

第4号議案 JAEPOに関する件

「JAEPO2023」(2023年2月10日(金)～11日(土・祝)に開催予定)の出展料の見直しについて、資料に基づき小竹常務から説明があり、承認可決された。

※次ページ『JAEPO出展料の見直しについて』参照

第5号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件

柴田専務理事から任期満了に伴う役員改選について常任理事会で選任した役員候補者の説明があり、承認可決された。

※次ページ『JAIA役員候補者名簿(案)』参照

第6号議案 定時総会開催の承認の件

事務局から「2022年度定時総会」の開催について以下の通り説明があり、承認可決された。

期日／2022年6月7日(火)

16:00～定時総会 17:30～懇親会(予定)

会場／オークラ東京 プレステージタワー2F

「オーチャード」

議案／1. 2021年度事業報告、決算報告及び監査報告承認の件

2. 任期満了に伴う役員改選の件

報告事項 2022年度事業計画及び収支予算の件

一般社団法人日本アミューズメント産業協会 役員候補者名簿【案】

氏 名	社名および役職
里見 治	株式会社セガ 取締役名誉会長
山下 滋	株式会社セガ 常務取締役
田村 雅壽	(株)タイトー 取締役常務執行役員
柴田 健	一般社団法人日本アミューズメント産業協会
小竹 幸浩	一般社団法人日本アミューズメント産業協会
中川 実	三精テクノロジー株式会社 取締役会長
内田 慎一	株式会社友栄 代表取締役社長
川崎 寛	株式会社バンダイナムコアミューズメント代表取締役社長
今泉 元秀	株式会社カプコン 常務執行役員
上田 和弘	株式会社アスモ 代表取締役社長
岡田 拓志	株式会社ゼムス 取締役会長
沖田 勝典	株式会社コナミアミューズメント 代表取締役社長
梶 修明	プレビ株式会社 代表取締役社長
佐藤 隼夫	システムサービス株式会社 代表取締役会長
高島 省吾	泉陽興業株式会社 専務取締役東京支社長
田坂 吉朗	フリュー株式会社 会長
筒井 雅久	株式会社アミパラ 取締役会長
宮本 和彦	株式会社共和コーポレーション 代表取締役社長
湯之前輝寿	株式会社ラウンドワン 運営企画本部部長
長友 伸二	株式会社ルルアーク 代表取締役社長
長松 芳男	サノヤス・ライド株式会社 代表取締役社長
藤原 徳也	株式会社イオンファンタジー 代表取締役社長
上野 聖	株式会社 GENDA GIGO Entertainment 代表取締役社長
功刀 榮夫	功刀榮夫税理士事務所 税理士
今野 創	株式会社ソユー 代表取締役会長

石井光一副会長



萩原仁常任理事



JAPEO出展料の見直しについて 事務局

ジャパンアミューズメントエキスポ(JAPEO)は、新型コロナウイルスの影響により2年連続で開催を中止したが、来年度は是非とも開催すべく、2023年2月10日(金)～11日(土・祝)に幕張メッセでの開催を予定している。

しかしながら、新型コロナの影響は今に至るまでも依然として継続しており、たとえ今後収束に向かったとしても、アフターコロナの大規模イベントは、従前の運営方法は通用しなくなり、これまでとは異なる全く新しい運営方法が求められることになる。

具体的には、基本的な感染症対策や対面接触機会の削減、入館者情報登録制度の導入などが基本設定として求められるほか、以前より多くの出展社から要望されていた搬入時間の安定確保や、悪天候等による開催中止リスクに備えたイベント中止保険への加入等も整備する必要がある、これら運営方法の見直しに要する追加経費を賄うため、JAPEOの出展小間料金を見直さざるを得ない状況となっている。

このため、2月22日に開催された常任理事会で新しい運営による経費増の試算(①収入減が見込まれる額、②新たに発生する経費額)をもとに小間料金の改定審議を行い、**出展小間料金を1小間33万円(税込。従来は26.5万円)に改定**することが決議されたので、本件について理事会の承認を求めます。

なお、JAPEOの出展小間料金は、2013年の第1回開催以来、10年間据え置かれた結果、現在では他展示会に比較して低廉な料金設定になってしまっている。

報 告 事 項

1. 規制緩和の進捗状況

かねてより当局へお願いしていた風適法関係の規制の緩和に関し、3月1日に見直しがなされた内容を柴田専務理事が説明。また、規制緩和に向けて会員に資料提供等協力をいただいたことに感謝の意が表された。

※1～3ページ『風適法関係の規制の緩和について』参照

2. 業務の執行状況の報告

定款第23条第4項の規定(会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない)による業務執行状況の報告がなされた。

3. AM施設における景品提供営業のガイドライン改訂について

3月1日改正施行された風適法の解釈運用基準によって景品の上限価格が緩和されたことを受け、AMプライズ委員会において景品提供ガイドラインの改訂を実施したことが報告された。※ガイドラインは8ページ参照

4. 令和3年度遊戯施設安全管理講習会の開催結果報告

※JAIAプレス2021.12月号(5ページ)参照

5. 年間スケジュール

2022年度理事会等開催予定について事務局が報告。

第31回店舗活性推進委員会

日時／2022年2月18日(金) 14時～16時
場所／JAIA事務局+各委員拠点【WEB会議】
出席／畦田在隆委員長はじめ委員8名+事務局



◎店舗活性推進委員会では、キャッシュレス事業に関する概要説明を受け(議題3. その他)、後日、

- ① POSを導入済みのオペレーター
 - ② POSは未導入だが現金管理システムを利用しているオペレーター
 - ③ システムを未導入のオペレーター
- の3セグメントに分けて説明会を実施することを提言。

◎このセグメント分けのために、店舗活性推進委員会とキャッシュレス決済推進特別委員会では、会員企業向けにオンラインアンケートを実施し、アンケートの回答結果に基づき説明会の参加セグメントを案内することを検討している。

1. 委員長について

店舗活性推進委員会は、メンバーに関し50歳定年制を基本として発足したが、コロナ禍で活動が制限されたことからコロナ以前の委員構成が継続している状況。そのため、後任体制が整うまでの暫定措置として委員長には畦田在隆氏が続投することが決議された。

なお、JAIAのオペレーション部門として次世代につなげる活動を行う若手を育てるべく、各委員推薦の各社若手社員を委員会に同席させることが委員長より提案され、メンバーの若返りのステップとして賛同を得た。

2. 活動計画について

JAEP02023開催等が確定するであろう8月を目途に、各委員推薦の若手社員を含めた会合を開催。執行できる予算を基に、改めて2022年度の活動内容を協議することとした。

3. その他

JAIAキャッシュレス事業に関するJAIA事務局担当者より同事業の概要説明があり、3月に予定されている会員向けキャッシュレス事業オンライン説明会(その後、延期が決定)に先立ちオペレーター側の声を反映させたいとして意見を求められた。

なお、畦田委員長を中心に、キャッシュレス事業への提言を左記の通りまとめた。

常任理事会(第3回財政委員会)

日時／2022年2月22日(火)15時～17時

場所／JAIA会議室

出席／7人+事務局

1. 理事人事について

柴田専務理事より新理事等人事案について資料に基づき説明があり、了承された。

なお、会長職は今後1期2年、広域3社代表者にて持ち回りとするとし、あわせて、次の副会長職、3事業部長職に就く理事を確認した。

2. 財政について

柴田専務理事より今後の財政見込みについて、昨年説明後のリバイス資料に基づいた予算説明が行われた後、以下について討議し、結果を理事会に諮ることとした。

(1) キャッシュレス事業投資計画について

小竹常務理事がキャッシュレス決済推進特別委員会で見直されたキャッシュレス事業収支試算について説明。続いて、内田理事(同委員会委員長)がキャッシュレス事業に関する関係者への聞き取り結果を報告。それらを受けて意見交換を行い、今後の進め方を早急に検討すること、3月初旬に予定されていた会員向けオンライン説明会は中止することを決めた。

(2) JAEP0出展料の見直しについて

小竹常務理事が資料に基づき小間料金改定案を説明し、意見交換。

遊園施設事業部

部会員懇談会のお知らせ

開催日時／2022年10月20日(木)～21日(金)

開催場所／ホテルパサージュ琴海
(長崎県琴海戸根原町)



セーフティネット保証制度 5号業種指定のお知らせ

(中小企業信用保険法第2条第5項第5号)

中小企業庁によるセーフティネット保証制度における指定業種の申請を経済産業省ならびに警察庁を通して行ってまいりましたところ、引き続き認可がおりましたのでお知らせします。ご活用ください。

指定期間／令和4年4月1日～令和4年6月30日

(指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して認定を申請することができる期間をいう)

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2022/220311_5gou.pdf

対象業種

ゲームセンター(通番439 日本標準産業分類8065)

娯楽機械製造業(通番195 日本標準産業分類2722)

その他の産業用機械器具卸売業(通番311 日本標準産業分類5419)

〈セーフティネット保証制度とは〉

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

〈対象中小企業者〉

- ①指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。
- ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。(売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)

令和4年2月4日
警察庁

マルウェア Emotet に係る注意喚起について

警察庁では、国内においてEmotetの攻撃によるものとみられる被害を確認しております。Emotetは、主にメールを感染経路としたマルウェア(不正プログラム)であり、感染すると、情報を窃取されたり、ランサムウェア等の他のマルウェアにも感染するといった被害に遭うおそれがあります。

これまでに確認されている手口では、電子メールの添付ファイル等を実行する際、マクロを有効化するように促す内容が表示され、マクロを有効化した場合に感染する事例が確認されています。このほか、メール本文中に記載されたURLにアクセスしてダウンロードされたファイルから感染する事例も確認されています。

Emotetは、実在する組織になりすまし、実際のメールの内容を悪用するなど、巧妙な手口のメールで感染を広げることで知られており、令和3年2月以降、感染端末の利用者に対する注意喚起を実施しておりますが、今月に入り、再び、国内組織を標的とした日本語本文のメールが数多く配信されていることが確認されています。

不用意にメールの添付ファイルや本文中のURL及びリンクにアクセスしないなど、マルウェアに感染しないように注意してください。

【関連サイト】

○警察庁(@police) Emotet の解析結果について
<https://www.npa.go.jp/cyberpolice/important/2020/20201211.html>

令和4年3月11日

新型コロナウイルス感染症対策分科会

地方公共団体や民間事業者等による ワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について

1. 活用場面

- 地方公共団体や民間事業者等が、感染リスクの高いと考えられる場面・場所以外も含め、様々な場所において、社会経済活動を回復・継続する取組(※)として、ワクチン接種歴や検査結果の確認を行うことを推奨する。

飲食：大人数の会食、ホームパーティ等
イベント：小規模イベント、結婚式、成人式等
移動：都道府県間の旅行等
その他：高齢者施設での面会等

例

※国の基本的対処方針で定めている行動制限を緩和するものでないことに留意。

2. ワクチン接種の要件

- 追加接種を要件とすることが望ましいが、地方公共団体や民間事業者等の判断により2回目接種者も認めることも可能。

3. ワクチン接種者と未接種者の混在

- 感染リスクの高い場面・場所においては、未接種者に配慮し、ワクチン接種者も含めて、積極的に事前検査を受けることが望ましい。

4. 子どもの取扱い

- 子どもについては、ワクチン・検査パッケージ制度の取扱い(※)に準じて取り扱う。子どもがワクチンを2回接種した場合は、追加接種者と同様に扱う。

※未就学児(概ね6歳未満)については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、検査を不要とする。6歳以上～12歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要。

5. 留意点

- 活用にあたっては、不当な差別的取扱いにならないよう、留意することが必要。

広報紙『JAIA press』発行をメールでお知らせします

JAIAプレス編集部では、JAIA会員に【JAIA通信】として『月刊JAIAプレス』発行のご案内をWEB公開と同時にを行っています。店舗・営業所単位での登録もOKです。メールアドレスを下記アドレスにご連絡ください。

ご登録 & お問い合わせは

fukawa@jaia.jp

TEL03-6272-9401

FAX03-6272-9411



アミューズメント施設における景品提供営業のガイドライン

2014年3月27日制定

2022年3月1日改正

(一社)日本アミューズメント産業協会 [JAIA]

1. 目的

アミューズメントマシンにより提供される景品についてその種類、内容および営業方法を規定することにより、公正な競争秩序を確立するとともに、景品提供営業さらにはアミューズメント業界の将来に向けた健全な発展に資することを目的とする。

2. 定義

本ガイドラインで規定する景品とは風俗営業適正化法第2条第1項第5号で規定されるゲームセンター等における営業において使用される「遊技の結果が物品により表示される遊技の用に供する遊技設備」で提供される物品をいう。

3. 景品の内容

①景品の価額

景品として提供する物品は小売価格でおおむね1,000円以下のものとする。

小売価格とは、景品専用開発された物品を除き、一般市場における価格とする。

なお、景品専用開発された物品であっても1個あたりの価格はおおむね1,000円以下とする。

②景品の種類

善良な風俗の保持、清浄な風俗環境の保持および青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する観点から、ゲームセンター等における正常な商習慣に照らし適合すると認められる景品に限る。

また、食品衛生法の遵守及び他者の知的財産権を侵害することがないようにすべきである。

以上の点を踏まえ、次に掲げる物品等をゲームセンター等に設置されるアミューズメントマシンにおいて提供される景品として製造・販売・流通してはならない。

- i たばこ、喫煙器具類およびこれらをモチーフにした物品
- ii 酒類、および酒をモチーフにした物品
- iii 医薬品、興奮・めまい・幻覚等の作用を目的とする有機溶剤や成分を含有する物品

- iv 青少年の健全な育成や公序良俗を阻害する内容が印刷または記録された各種メディア（図書、写真、フィルム、ビデオテープ、CD-ROM・DVDなどの記録メディア等）
- v 性的な行為の用に供する物品および性器を模した物品
- vi ショーツ、ブラジャー等の下着類
- vii 金券類および類似品
- viii 食品衛生法に抵触する材料を使用した物品
- ix 偽造ブランド品や偽造キャラクターを使用したもの等、他者の知的財産権を侵害している物品
- x 心身に危害を与える恐れのある物品（レーザーポインター、刃物類）
- xi 動物愛護の精神に反する恐れのある生物

4. 景品提供の方法

- ①クレーン式遊技機等の遊技設備によりクレーンで釣り上げるなどした物品で小売価格がおおむね1,000円以下のものを提供すること。
- ②景品は、あらかじめ表示されている物品と同一のものでなければならない。
- ③景品と異なる高額なものをデモンストレーションとして展示してはならない。
- ④カプセル内に品名や記号を記したチケットなどを入れ、これを景品と交換してはならない。
- ⑤提供した景品をもって他の景品と交換してはならない。
- ⑥景品が手渡しで提供される仕組みの遊技の場合においても、本ガイドラインの定めるところにより、景品の取扱いを行わなければならない。
- ⑦風俗営業適正化法に定めるいわゆる4号営業に用いられるパチンコ機、パチスロ機に類する遊技機、メダルゲーム、ビデオゲーム、フリッパーゲーム機等の遊技機を用いる遊技においては、景品を提供してはならない。

5. 附 則

このガイドラインは、2022年3月1日から適用する。

- 従業員さんたちの対応が親切丁寧だと思う。だからシニア仲間でもいつも楽しく遊ばせていただいています。(福岡・66歳・♂)
- キレイで過ごしやすいので、つい長居をしてしまい、いつも楽しませてもらっています。(愛媛・30歳・♀)
- メダルを預ける手間が少し面倒。なんとかならないかな。(福岡・48歳・♂)
- クレーンに夢中になるのがこわいが取りがたい(落としがい)がある。メダルづまりが気になるけど、スタッフさんが親切に対応してくれるので助かる(スタッフの対応が冷たい店は冷たい)。(福岡・40代・♀)
- トイレの位置が分かりにくいので、目立つ目印があると良い。(山口・32歳・♂)
- できれば各階にトイレがほしいが、それは難しいだろうから、せめて手を洗う所があればいいのに、といつも思う。(福岡・29歳・♀)
- クレーンゲームのディスプレイをもっと見えるようにしてほしい。(福岡・43歳・♂)

子
ザ
ー
の
声



- 景品をとる際、スタッフの方が率先して手伝ってくれてゲットできました。娘も喜んでおり良かったです。ゲームセンターは親子で遊べる楽しい場所ですね。(佐賀・36歳・♀)
- 放送が少ししか聞こえないので、ゲームの音量を下げるかマイクの音を上げるかしてほしい。(東京・12歳・♂)
- メダル貸出を100円からにしてほしい。息子と一緒に遊びたい。(福岡・30歳・♂)
- 店員の数少なすぎるとなんか声がかかりづらい。(福岡・21歳・♀)
- 土日とかなどは全席満席のことが多いので、限度(例えば、最大でもプレー3時間、すべての人が対象とか)などを決めて店内に掲示したほうがいいと思う。(福岡・43歳・♂)
- 駐車場の割引を実施してほしいです。メダル10円以上貸出、クレジット連続投入などでお願いしたいです。(広島・24歳・♂)
- 早くコロナが収束して、交流会を開催してほしいと願う。(北海道・20歳・♂)